

2005年3月31日

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会
委員長 山本 豊 殿
委員 各位

委員・三菱商事理事 大村 多聞
委員・松下電器産業グループマネージャー 齋藤 憲道

却下制度および担保提供命令の必要性について

1. 制度の濫用・悪用に対応するため、不当な訴訟は排除できるよう措置を講ずるべき

消費者団体訴訟制度は、「消費者全体の利益擁護」という「政策目的」を実現するために、本来訴訟を起こす資格や権限のない消費者団体に対して、立法によって差止請求権を特別に付与するものである。

このような制度は、我が国において前例がなく、適格要件や事後的担保措置では対応できないような制度の濫用・悪用が懸念される。

したがって、制度の信頼性の確保や貴重な国の訴訟資源の有効活用、ならびに被告の過度な負担の回避の観点から、**当該訴訟が「消費者全体の利益擁護」にならない場合、自己や特定の者の利益を図ることを主たる目的とする場合、原告に対する実質的な支配権を有する者と被告が競業関係にある場合、和解金の取得を主たる目的とする場合、蒸し返し訴訟など被告に損害を与えることを主たる目的とする場合などの不当な訴訟については、却下制度および担保提供命令といった濫用防止措置を講ずることができるように、法律上規定すべきである。**

2. 却下制度と担保提供命令の双方を法律で明記する必要

却下制度および担保提供命令は、いずれも不当な訴訟を抑制するという「濫訴の防止」を最終的な目的とする点では一致しているが、その趣旨・機能を異にするので、両方とも法律で明記する必要がある。

却下制度は、そもそも「消費者全体の利益擁護」という「政策目的」に合致しない訴えについて、制度の信頼性の確保や貴重な国の訴訟資源の有効活用の観点から、当該訴訟を早期に終結することに意義がある。

担保提供命令は、原告に一定の負担を課すことによって、原告と被告との間で適切なバランスをとるとともに、不当な訴訟によって被告が受ける損害を補填することに意義がある。

これに対して、訴えの提起そのものが権利の濫用であり、不適法である場合

については、裁判所において、権利濫用法理の下で却下といった判断がなされるのではないかと考えられる。しかし、憲法上保障される「国民が裁判を受ける権利」との関係等もあって、**実際、過去に権利濫用法理によって訴えが却下された最高裁判例は、1件のみ**（昭和53年7月10日小法廷判決）で、下級審判例も多くはないといわれている。このような現状を踏まえると、不当な訴訟について、**権利濫用法理の下で却下されることを期待するのは現実的ではない。**

したがって、上記のような不当な訴訟の場合には、裁判所の判断により、却下するか、または担保提供命令を発動できるよう、法律上規定することが必要である。このような規定の存在により、不当な訴訟への抑止効果が期待できる。

3 . 却下制度および担保提供命令は、真っ当な訴訟活動には無関係

なお、却下制度および担保提供命令は、「**悪意など不当な目的による訴訟であるおそれがある**」場合に**限って発動**されるものであり、通常の訴権行使に対して発動されるものではないので、**適格団体の真っ当な訴訟活動が抑制される弊害はない。**

以 上